

経済・金融 フラッシュ

雇用関連統計 25 年 8 月－失業率、有効求人倍率ともに悪化

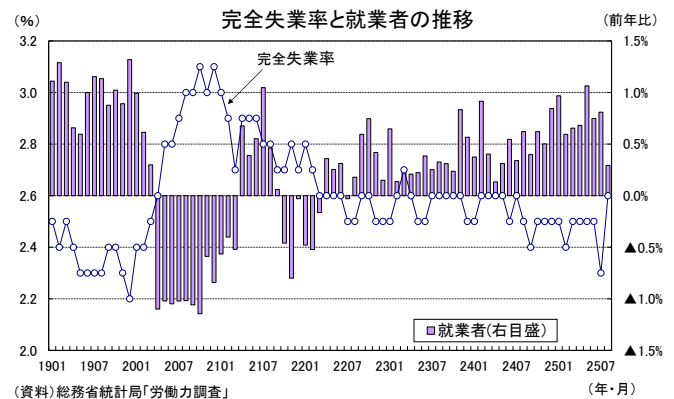
経済研究部 経済調査部長 斎藤 太郎

TEL:03-3512-1836 E-mail: tsaito@nli-research.co.jp

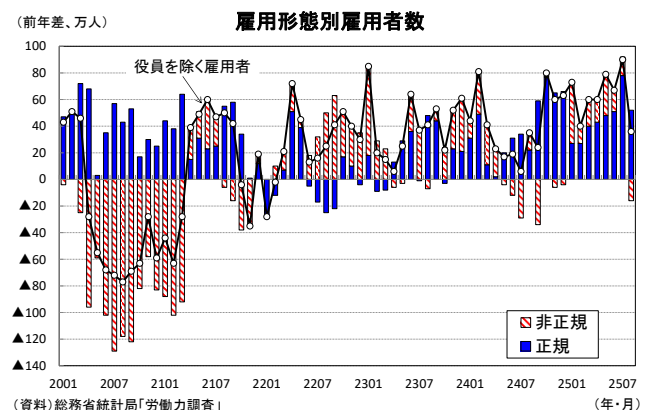
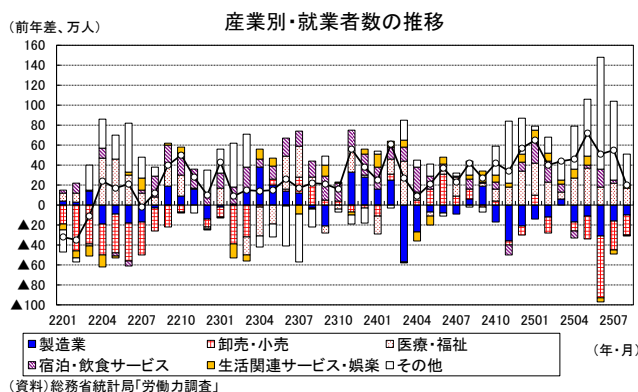
1. 失業率は前月から 0.3 ポイントの大幅上昇

総務省が 10 月 3 日に公表した労働力調査によると、25 年 8 月の完全失業率は前月から 0.3 ポイント上昇の 2.6% (QUICK 集計・事前予想: 2.4%、当社予想も 2.4%) となった。

労働力人口が前月から 4 万人の減少となる中、就業者数が前月から 21 万人減少し、失業者数は前月から 15 万人増加の 179 万人 (いずれも季節調整値) となった。労働市場から退出した人が増えるも、就業者数が減少、失業者数が増加しており、内容的にも悪い。



就業者数は前年差 20 万人増 (7 月: 同 55 万人増) と 37 ヶ月連続で増加したが、増加幅は前月から大きく縮小した。男女別には、男性が前年差 13 万人減と 3 ヶ月連続で減少する一方、女性が前年差 33 万人増と 42 ヶ月連続で増加した。



産業別には、医療・福祉 (同 17 万人増) は 12 ヶ月連続で増加したが、製造業 (前年差 10 万人減)、卸売・小売業 (同 20 万人減) が 5 ヶ月連続で減少し、宿泊・飲食サービス業 (同 1 万人減) は 4 カ月ぶりに減少した。

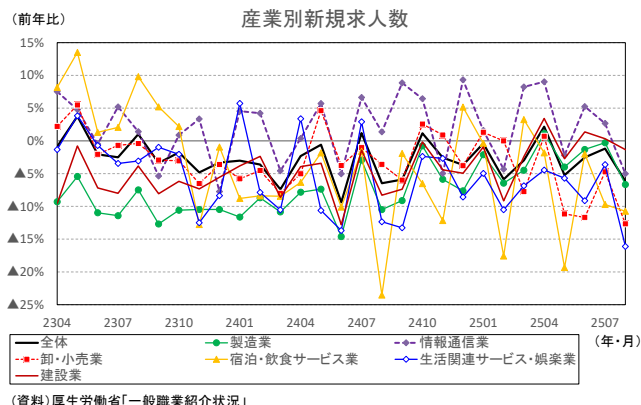
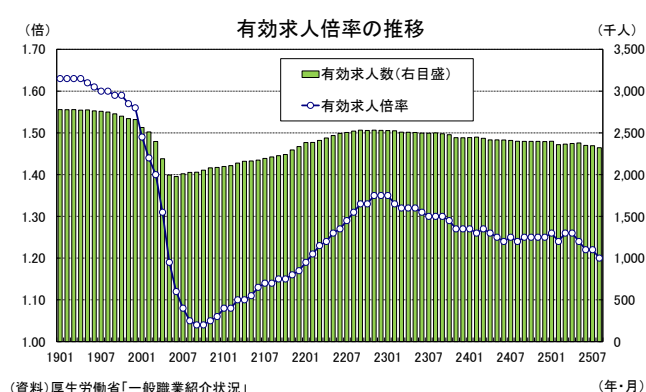
雇用者数（役員を除く）は前年に比べ 52 人増（7 月：同 90 万人増）と 42 ヶ月連続で増加した。雇用形態別にみると、正規の職員・従業員数が前年差 52 万人増（7 月：78 万人増）と 22 ヶ月連続で増加する一方、非正規の職員・従業員数が前年差 16 万人減（7 月：同 14 万人増）と 8 ヶ月ぶりに減少した。

2. 有効求人倍率は 3 年 7 か月ぶりの低水準

厚生労働省が 10 月 3 日に公表した一般職業紹介状況によると、25 年 8 月の有効求人倍率は前月から 0.02 ポイント低下の 1.20 倍（QUICK 集計・事前予想：1.22 倍、当社予想は 1.23 倍）となった。有効求職者数が前月比 0.7% の増加となる一方、有効求人数が同▲1.0% の減少となった。有効求人倍率は 22 年 1 月（1.19 倍）以来、3 年 7 ヶ月ぶりの低水準となった。

有効求人倍率の先行指標である新規求人倍率は前月から 0.02 ポイント低下の 2.15 倍となった。新規求人数が前月比▲0.5% の減少、新規求職申込件数が同 0.7% の増加となった。

新規求人数（原数値）は前年比▲6.2%（7 月：同▲1.2%）と 4 ヶ月連続で減少した。産業別には、建設業（前年比▲1.3%）、情報通信業（同▲5.6%）が 3 ヶ月ぶりに減少したほか、卸売・小売業（同▲12.7%）、宿泊・飲食サービス業（同▲10.7%）、生活関連サービス・娯楽業（同▲16.1%）が前年比二桁の大幅減少となった。

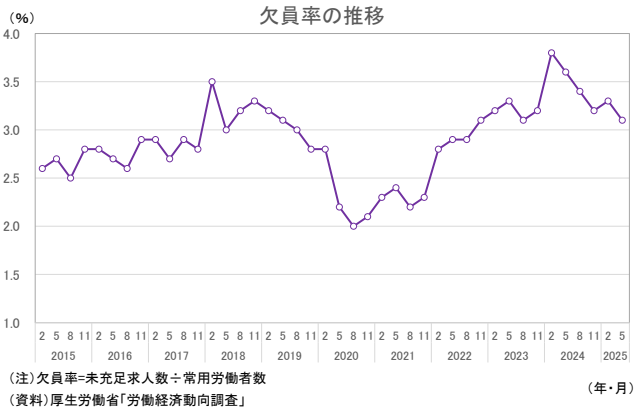
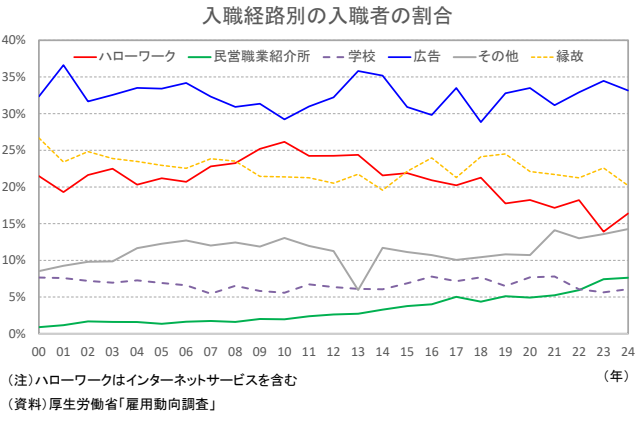


企業の人手不足感が非常に強いにもかかわらず、有効求人倍率が低迷している理由として、企業の求人がハローワーク以外のチャネルにシフトしていることを背景に、ハローワークにおける求人・求職動向が労働市場全体の需給関係を必ずしも反映しなくなっていることが挙げられる。

ただし、厚生労働省が 8/26 に公表した「雇用動向調査」によれば、ハローワークを通じた入職者の割合は長期的に低下傾向が続いているが、24 年は 16.4% と前年の 13.9% から 2.5 ポイント上昇した。足もとの有効求人倍率の低迷は労働市場の需給バランスの弱含みを一定程度反映している可能性がある。

なお、厚生労働省の「労働経済動向調査」では、欠員率が 24 年 2 月調査の 3.8% をピークに 25 年 5 月調査では 3.1% まで低下していたが、欠員率を算出する際に用いられる「常用労働者数」及び「未充足求人数」に関する事項については、25 年 5 月調査をもって調査が終了してしまった。同指標は日銀の展望レポートでも労働需給関連指標のひとつとして用いられていた。労働需給の実態

把握が困難となるなかで、これらの項目の調査、公表が終了してしまったことは極めて残念である。



本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。